

後期高齢者医療制度のご案内について

① 保険料額決定通知書を7月中旬頃に送付します

① 保険料の計算方法

※総所得金額等：収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)を引いた金額。所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません

①均等割額 4万7,603円
 ②所得割額 (平成26年1月～12月の総所得金額等(※)-33万円)×9.7%
 平成27年度保険料額 (最高限度額 57万円)

なる人、保険料納付方法変更申出書を提出している人が対象です。

◆ 所得割額について

所得割額算定にかかる所得が58万円(年金収入のみの場合)は21.1万円以下の人には所得割額が5割軽減されます。

④ 被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが特例措置により9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象になりません。

⑤ 保険料の減免を受けられる場合

- 次の(1)～(4)の場合で保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。
- (1) 災害で大きな損害を受けた
 - (2) 所得の著しい減少があった
 - (3) 他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となる
 - (4) 一定期間給付の制限を受けた

② 新しい被保険者証を7月下旬に送付します

① 被保険者証について

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬頃に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年中の所得により算出された平成27年度の住民税課税所得と平成26年(1月から7月までは平成25年)中の収入額をもとに計算されています。

また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される場合があります。

※左9ページ下に「表A」医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等を掲載

② 限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯員全員が住民税非課税(9ページ「表A」)の区分で、

低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、市役所1階市民課窓口申請してください。

③ 納付相談について

保険料を滞納している人には、短期被保険者証が交付される場合があります。未納のある人は速やかに納付するか、市民課で納付相談を行ってください。

市民課 ☎43・5212
 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078・326・2021

27年度の国民健康保険税の税率等が決定しました

平成27年度の国民健康保険税の税率等が決定しました。

(表1) 参照) なお、税率については変更ありませんが、課税限度額や軽減対象について変更がありますので、ご注意ください。

◆ 課税限度額の引き上げ

課税限度額の医療保険分を52万円(現行51万円)に、後期高齢者支援金等分を17万円(現行16万円)に、介護保険分を16万円(現行14万円)に改正となりました。

◆ 所得の低い人に対する保険料軽減の対象世帯を拡大

前年中(平成26年1月～12月)の総所得金額等の合計が国の定める基準額を下回る世帯について、均等割額と平等割額の一部が軽減されます。

※軽減判定には国民健康保険の資格のない世帯主の所得金額も含まれます

平成27年度からは5割及び2割の軽減対象が拡大されます。

◆ 年金からの天引きで納付する世帯

申請することで年金からの天引きを口座振替による納付へ変更することができます。

【表1】平成27年度の税率等 ()内は26年度

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.7%	2.0%	1.7%
資産割 (固定資産税額×税率)	18.0%	6.0%	3.0%
均等割 [1人あたり]	2万6,500円	7,400円	8,000円
平等割 [1世帯あたり]	2万4,600円	6,600円	4,100円
課税限度額	52万円 (51万円)	17万円 (16万円)	16万円 (14万円)

【表2】平成27年度からの軽減措置の拡大

5割軽減の拡大	
改正前	33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
2割軽減の拡大	
改正前	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)

* 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで国民健康保険の被保険者であり、かつ、その時の世帯主とそれ以後も同一世帯に属する人

* 課税所得金額とは

前年中の総所得金額等(収入から必要経費を控除した金額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

関税務課 ☎43・5213

【表A】医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(後期高齢者医療制度)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)	該当条件
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 - 267,000円 × 1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人 ※3 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定金額に満たない人(※4)は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 ◆対象となる可能性がある人には申請書を送付しています
			12,000円		
低所得者	1割	8,000円	24,600円 [160円] ※2	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人 ◆各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いた場合に0円となる人 ◆老齢福祉年金の受給者
			15,000円		

- ※1 【】内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2 【】内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
- ※3 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担となります
- ※4 ○同一世帯に被保険者が一人の場合 ⇒ 被保険者の収入額が383万円に満たない
 ○同一世帯に被保険者が一人でも70歳以上75歳未満の人がいる場合 ⇒ 被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額が520万円に満たない
 ○同一世帯に被保険者が二人以上いる場合 ⇒ 被保険者全員の収入合計額が520万円に満たない